

# 1 環境への負荷の少ない社会づくり

## 現状と課題

### ●都市・生活型公害の顕在化

近年の大気汚染や水質汚濁は、工場や事業場を発生源とするものだけでなく、自動車の排ガスや家庭から排出される生活排水等によって生じることも多くなっています。

健全な生活環境を保全するために、総合的な自動車交通公害対策や生活排水対策を進めるとともに、事業者や県民一人ひとりが環境に配慮し、環境への負荷の少ない事業活動や社会生活への転換を実践していくことが必要です。

### ●廃棄物問題の深刻化

資源やエネルギーの有限性や環境への負荷に無関心な使い捨て型の生産活動や消費行動は、大量で多様な廃棄物を生み出しています。さらに、都市化の進展の中で、適正処理のための最終処分場等の施設の確保が困難になるなど、廃棄物問題はますます深刻化しています。

また、山間部や河川等で廃棄物の不法投棄が多く見受けられます。

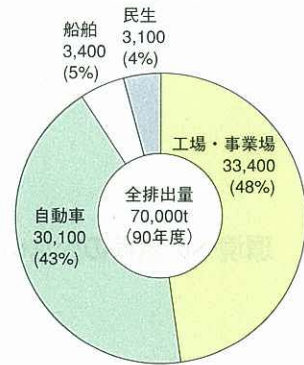
事業所や家庭における廃棄物の発生抑制や、資源循環の視点からのリサイクルの促進、不法投棄の未然防止など廃棄物の総合的な対策の実施が求められています。

### ●未然防止対策の推進

ひとたび発生してしまった大気汚染、水質汚濁などを改善するには多くの困難と時間を要します。

科学的な知見に基づく、予見的な取組みにより、新たな化学物質などによる環境汚染を未然に防止することが重要な課題です。

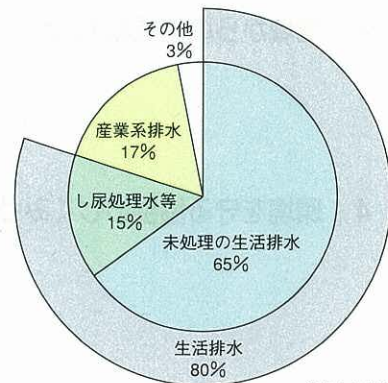
発生源別窒素酸化物排出量（特定地域）



\*特定地域とは、NOx法により政令で定められた地域で、自動車の交通が集中し、従来の施策のみでは環境基準の確保が困難な地域。(県内では、横浜市、川崎市等18市8町の地域をいう。)

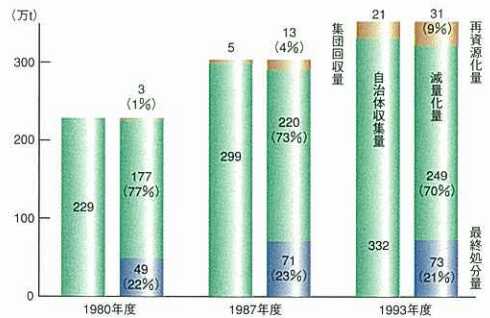
(環境部)

河川の汚濁原因 (1990年)



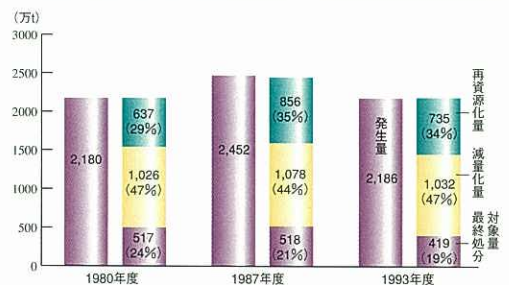
(環境部)

一般廃棄物の発生量及び埋立処分量等



(資料 環境部「一般廃棄物処理実績報告書」)

産業廃棄物の発生量及び最終処分対象量等



(資料 環境部「神奈川県産業廃棄物実態調査報告書」)



## (1) 公害の防止と生活環境の保全

生活環境を保全するため、産業公害の改善・防止に引き続き取り組むとともに、自動車による大気汚染や騒音、生活排水による水質汚濁に代表される都市・生活型公害の改善に総合的に取り組みます。

また、新たな環境への影響の可能性のある化学物質等については、国・大学などの研究機関や民間団体などと連携して未然防止対策を講じるとともに、汚染された地下水等の浄化に取り組みます。

### 主要施策 自動車交通公害改善への総合的な取り組み

107

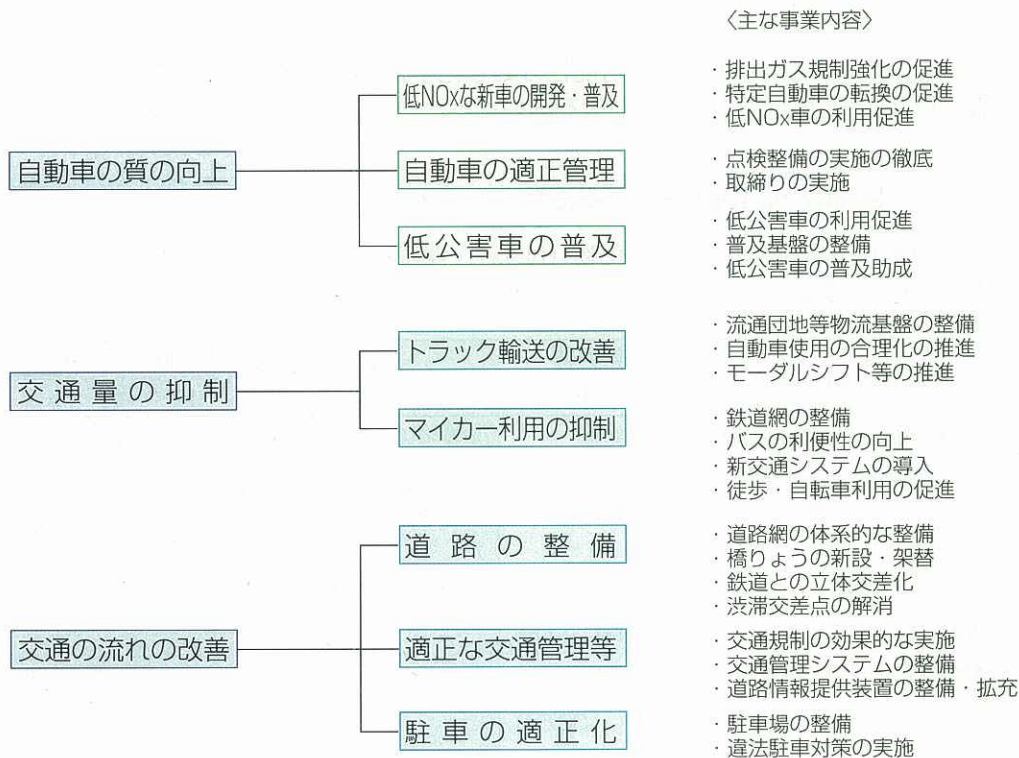
自動車から排出される窒素酸化物（NOx）、浮遊粒子状物質（SPM）や道路交通騒音の低減に向け、自動車の質の向上、交通量の抑制や流れの改善など総合的に取り組みます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内 容	
①自動車排出ガス削減の推進  (主体：国、県、市町村、民間)	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）の環境基準適合率 概ね100%	事業者の自動車NOx削減のための自主管理体制の確立	・自動車使用合理化マニュアルの普及 ・自動車管理計画策定の義務づけ ・アイドリングストップ対策の実施	NO <sub>2</sub> の環境基準適合率 64%（95年度）  SPMの環境基準適合率 21%（95年度）
	SPMの環境基準適合率 概ね100%	道路発生SPM削減対策の実施	・ディーゼル車のSPM削減のための技術開発	
②*低公害車の計画的な普及、導入  (主体：県、市町村、民間)	七都県市指定低公害車の普及 30万台	同 左 10万台	・低公害車普及計画の策定 ・ゆめ国体での低公害車の活用 ・低公害車導入計画策定の義務づけ ・七都県市低公害車指定制度の普及 ・低公害車の庁内導入	
	低公害車の庁内導入率 20%	同 左		
③道路騒音の低減化の推進 (一部再掲)  (主体：国、県、市町村、民間)	主要幹線（4車線以上）道路の夜間騒音要請限度達成率 住宅最密集地域（住居系地域） 概ね100%	道路騒音対策総合プロジェクトの実施	・道路構造対策と併せた道路騒音代表路線（8路線）対策の実施	道路交通騒音要請限度達成率 55%（95年度）
	排水性舗装による車道整備 整備延長20km	同 左 整備延長12km	・排水性舗装による低騒音化	
④交通量の抑制 (再掲)  (主体：国、県、市町村、民間)	交通需要マネジメントの推進	ピーク時交通需要の削減をめざした対策の検討・実施 同 左	・時差通勤・通学の実施や公共交通の利便性の向上  ・鉄道網の整備促進 ・公共交通機関の利用促進 ・新たな交通手段の導入の検討	
	鉄道網整備と公共交通整備の総合的な推進			
⑤交通の流れの改善 (再掲)  (主体：国、県、市町村、道路公団、首都高速道路公団、県道路公社)	交通の分散化、交通の流れの円滑化による平均車速の改善	同 左	・自動車専用道路網の整備 ・インターチェンジ接続道路の整備 ・交流幹線道路網の整備 ・地域分断・交通のボトルネックの解消 ・緊急輸送路等の整備 ・道路交通情報通信システム（VICS）等の整備	
⑥みどりの大気浄化機能等の活用 (再掲)  (主体：県)	街路樹の整備	同 左	・大気浄化能力等も考慮した街路樹種の選定推進	

\*低公害車…電気・天然ガス・メタノール・ガソリン・液化石油ガス等燃料の種類を問わず、NOx等の排出ガス濃度が規制値の1/2（大型バス・トラックは4/5）以下のものとして七都県市低公害車指定委員会が認めた自動車をいう。



自動車窒素酸化物削減への取組みの概要



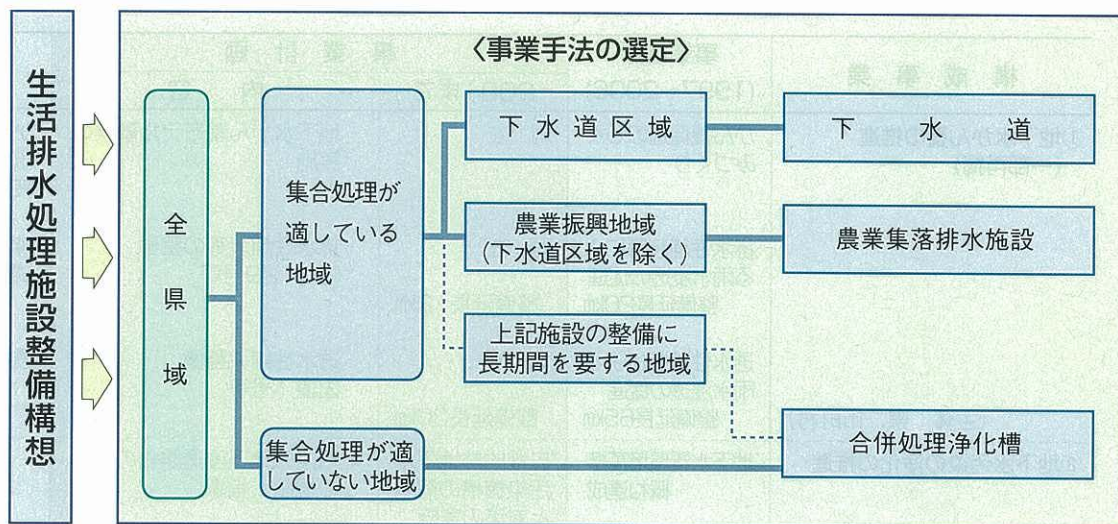
主要施策 生活排水処理施設の計画的整備

108

河川などの公共用水域の汚濁負荷の8割を占める生活排水の対策として、市町村と連携して、下水道、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の計画的、効率的な整備に取り組みます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①生活排水処理100%に向けた施設整備の促進 (主体：県、市町村)	生活排水処理 概ね100%達成 (2010年)	生活排水処理施設整備構想の推進	・生活排水処理施設整備構想の推進 ・生活排水問題に対する広報、啓発	生活排水処理施設整備構想の策定
②合併処理浄化槽の設置の促進 (主体：国、県、市町村)	対象となる全市町村での補助制度の実施	補助制度実施市町村の拡大	・合併処理浄化槽設置に対する助成 ・補助制度未実施市町村での制度創設	補助制度実施 16市町村
③下水道整備の推進 (再掲) (主体：県、市町村)	公共下水道の整備	市街地を概ね整備	・処理施設の増設 ・面整備の推進	人口普及率 84% (95年度末)
④農業集落排水施設の整備 (再掲) (主体：県、市町村)	生活環境整備(集落排水) 4地区	同 左 2地区	・農村の集落排水整備	1地区

■生活排水処理施設の計画的整備



主要施策 化学物質等の環境影響低減化の推進

109

有害性が指摘されている化学物質などについて、その実態を把握するとともに、排出抑制指導や安全情報提供等のしくみを整備し、環境リスク（環境中に排出された化学物質に起因する人の生命・健康等への悪影響の程度）の低減化を図ります。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①化学物質環境リスク低減対策の推進  (主体：県、民間)	地域環境リスクの低減化	地域環境リスク低減化システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者による化学物質の適正管理の促進</li> <li>化学物質使用実態調査や日常生活での暴露調査など基礎情報の整備提供（*KIS-Netの拡充）</li> <li>地域環境リスク評価に基づく新たなリスク低減化対策の実施</li> </ul>	KIS-Net 開設 (91年度)
②電磁波環境影響調査の実施  (主体：県)	電磁波環境実態の把握	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界保健機構（WHO）の国際電磁場プロジェクトの結論に基づく実態調査</li> </ul>	

\*KIS-Net … 神奈川県化学物質安全情報提供システム（Kanagawa Information System Net Workの略）



**主要施策 地下水総合保全の推進**

環境計画の対応環境水指針を参照

110

将来にわたり地下水の保全と活用を図るため、地下水のかん養を進めるとともに、有害物質の適正管理など地下水汚染の未然防止と汚染地下水等の浄化を進めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①地下水かん養の推進 (一部再掲)  (主体：県、市町村)	かん養促進のしくみづくり	同 左	・地下水かん養モデル事業の実施	かながわ地下水総合保全計画の策定(93年度)
	排水性舗装等による雨水浸透の促進 整備延長20km	同 左 整備延長12km	・排水性舗装等の整備 国道129号等	排水性舗装 試験施工
	透水性舗装による雨水浸透の促進 整備延長65km	同 左 整備延長30km	・透水性舗装整備 国道1号等	透水性舗装 9km (96年度)
②地下水汚染の浄化の推進  (主体：県、市町村)	地下水質環境基準概ね達成	広域的な地下水汚染機構の解明と対策の実施	・汚染の地下浸透防止のための規制・指導	
		地下水汚染浄化対策手法の確立	・汚染源の浄化対策の推進 ・経済的、効果的な浄化対策手法の確立	
③土壌汚染対策の推進  (主体：県、市町村)	周辺環境への影響の防止	土壌汚染浄化対策の検討	・土壌汚染調査対策マニュアルの作成 ・汚染土壌処理技術の確立	
④地盤沈下対策の推進  (主体：県、市町村)	地下水の適正利用の促進	地下水採取量の規制及び地盤沈下状況等の把握	・地下水採取量の実態把握と適正な地下水利用の促進	

**主要施策 産業公害防止への取組み**

環境計画の対応環境水指針を参照

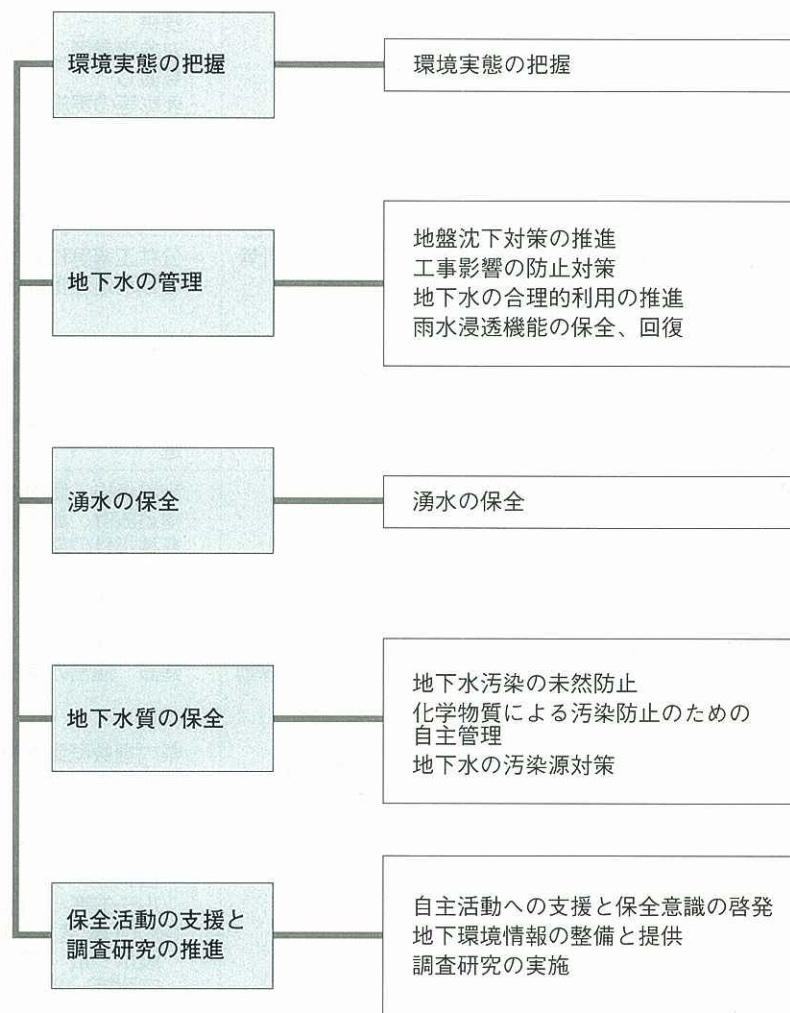
111

工場、事業場の産業活動等による大気や水質の悪化を防止するため、汚染原因物質の削減を進めます。

構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①大気汚染対策の推進  (主体：県)	浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準適合率 概ね100%	総合削減対策の策定	・発生源が多岐にわたるSPMにかかる対策手順策定	SPM環境基準適合率 21% (95年度)
	光化学スモッグ注意報発令日数 半減	汚染原因物質排出量削減対策の実施	・炭化水素の大量排出源に対する排出量実態把握・削減指導	光化学注意報発令日数 13日 (95年度)
	有害大気汚染物質抑制基準 達成	固定発生源情報管理システム機能改善	・大気汚染防止法の改正により新たに追加された物質の発生源情報の管理と排出抑制指導の充実	法改正により、ベンゼン等3物質を指定 (96年度)
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )の環境基準適合率 概ね100%	大気汚染発生源対策の実施	・自動車NO <sub>x</sub> とともに固定発生源対策(規制・基準の改正)の実施	NO <sub>2</sub> 環境基準適合率 64% (95年度)

②水質保全対策の推進       (主体：国、県、市町村)	公共用水域の環境基準 概ね達成	*BOD、**CODの環境基準水域類型の見直し	・環境基準達成に向けた規制・指導 ・排水処理施設整備等の推進	BOD又はCOD環境基準未達成水域 49水域中 18水域 (94年度)
	東京湾のCOD、窒素、りん的环境基準の維持・達成	CODの負荷量 東京湾全体 263 t/日 神奈川県 37 t/日 に削減(99年度)	・第5次COD 総量削減計画の策定、規制基準の改正 ・窒素・りんの上乗せ排水基準の制定	CODの負荷量 東京湾全体 286 t/日 神奈川県 38 t/日 (94年度)
	相模湾における赤潮の無発生	相模湾へ流入する窒素・りんの負荷量の削減	・窒素・りんの第4次指導指針策定	赤潮の発生 9回(95年度)

### ■地下水保全のための施策の概要



\*BOD…(生物化学的酸素要求量) 河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水中に含まれている有機物質が、一定時間、一定温度のもとで、微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいう。  
\*\*COD…(化学的酸素要求量) 海水などの有機物による汚濁の程度を示すもので、水の中に含まれている有機物質が酸化剤によって酸化されるときに消費される酸素の量をいう。



(2) 廃棄物対策の総合的推進

廃棄物の減量化・再資源化を進めるため、製品等の開発・設計段階から廃棄物になりにくく、再利用・再資源化しやすい製品づくりの普及・定着をめざして、事業者の自主的な取組みを促進するとともに、家庭などから出る廃棄物の分別排出の促進と再生品の利用拡大を図るため、県民や事業者への啓発活動を行います。

また、環境への負荷の少ない廃棄物の処理やリサイクル技術の研究開発を進め、廃棄物関連施設の計画的な整備促進を図るとともに、野焼きや不法投棄などの防止対策を行います。

主要施策 廃棄物の適正処理とリサイクルの推進

112

事業者による廃棄物発生抑制等の自主的取組みや、廃棄物の再資源化、再生品の利用拡大によるリサイクルの促進などを図るとともに、廃棄物処理技術の開発・普及と廃棄物関連施設の計画的な整備により廃棄物の適正処理を進めます。

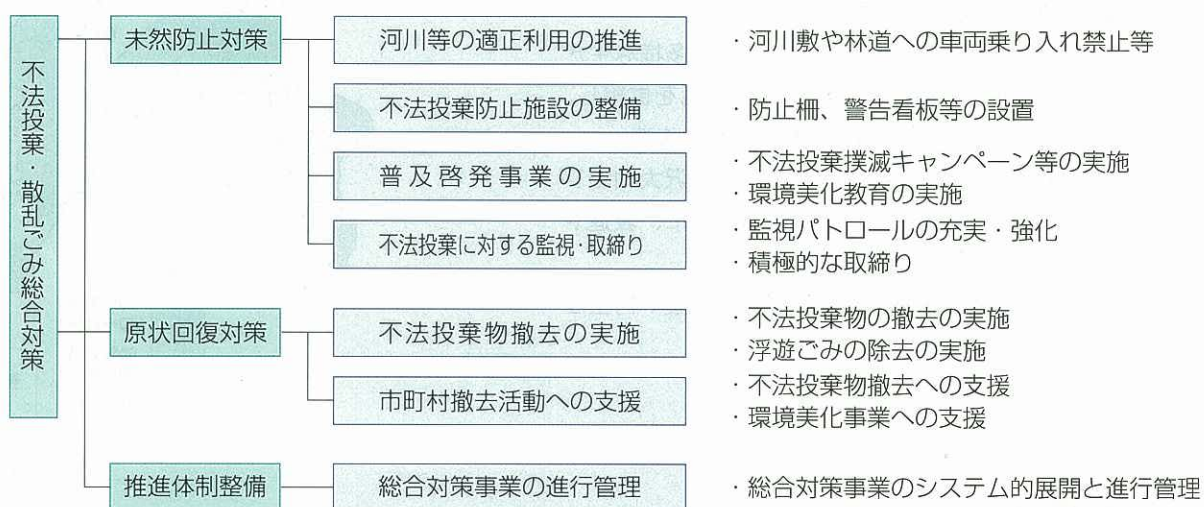
構成事業	事業目標 (1997~2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①廃棄物自主管理の促進  (主体：県、民間)	自主管理計画の策定促進 (2000年度策定率) 大手製造業 100% 中規模製造業 60% 大手建設業 60%	多量排出事業者の自主管理の促進	・自主管理取組み項目の提示 ・自主管理取組み支援情報の提供 ・対象事業者、取組み項目の見直し ・表彰等の実施	第4次神奈川県産業廃棄物処理計画の策定 (95年度)
②廃棄物等減量化・再利用の促進  (主体：県、民間)	公共工事等における廃棄物再資源化等の推進  廃棄物減量化・再利用の促進	個別処理指針等の策定  同 左	・公共工事等における廃棄物の個別処理指針等の策定  ・減量化・再資源化統一キャンペーンの実施 ・事業者間の廃棄物交換の促進	廃棄物交換登録情報件数 696件 登録事業所数 543所 交換成立件数 221件 (95年度末)
③産業廃棄物処理施設の信頼性の向上  (主体：県)	既存施設に対する総点検・個別指導の実施及び施設構造設計指針等の整備	同 左	・施設点検・個別指導の実施 ・構造設計、環境保全対策等各種指針の整備、充実 ・環境影響項目の情報公開のルール化	
④産業廃棄物処理施設の計画的整備  (主体：県、市、民間)	公共関与によるモデル中間処理施設の建設  公共関与によるモデル最終処分場の建設	同 左 1か所稼働  同 左 1か所開設	・中間処理リサイクル施設の建設・運営の支援  ・県内複数配置を基本とした処分場の建設	財団法人かながわ廃棄物処理事業団の設立  環境現況調査等の実施
⑤一般廃棄物のリサイクルの促進  (主体：県、市町村)	県内全市町村による容器包装等のリサイクルの実施  ごみ処理技術の開発・普及  循環型処理施設の計画的整備	容器包装の分別収集の普及  同 左  広域処理体制の検討	・分別収集の実施対象品目 ビン・ペットボトル、アルミ缶等 7品目 (2000年度) 対象拡大 段ボール・プラスチック容器等 3品目  ・焼却炉排ガス中の未規制有害物質の解明と環境影響に関する研究  ・市町村の循環型処理施設整備に係る広域的対応の検討調整	県の分別収集促進計画の作成  研究開始 (96年度から)



廃棄物の不法投棄やごみの散乱を防止するため、未然防止対策・原状回復対策など総合的に取り組みます。

構成事業	事業目標 (1997～2006)	事業計画		現況
		2001まで	内容	
①不法投棄・散乱ごみの防止  (主体：県、市町村、民間)	不法投棄・散乱ごみのない地域環境の確保	同左	<ul style="list-style-type: none"> <li>不法投棄防止施設の設置や監視・取締りの充実等未然防止対策の実施</li> <li>不法投棄物の撤去等原状回復対策の実施</li> <li>総合的取組みのための推進体制整備</li> </ul>	

### 不法投棄・散乱ごみ総合対策の概要



不法投棄の現状